

# 新・荒川下流河川敷利用ルールの周知啓発活動について

～マナーアップキャンペーンを実施しました～

荒川下流河川敷利用ルール検討部会\*<sup>1</sup>は、新・荒川下流河川敷利用ルール（以下「利用ルール」という。）が平成26年3月1日に施行されたのに伴い、3月～5月をマナーアップキャンペーン期間として、利用ルールの周知啓発を目的にチラシ配布や広報イベントを開催しています。

去る4月19日（土）、荒川下流河川事務所と葛飾区は、日頃より荒川で自転車マナーの啓発に取り組んでいる一般社団法人グッドチャリズム宣言プロジェクト（通称：グッチャリ）とともに荒川左岸の葛飾区小菅一丁目付近の緊急用河川敷道路\*<sup>2</sup>において、利用ルールのチラシ配布を行いました。当日は、グッチャリからの参加者12名を合わせた総勢20名で、自転車利用者等に275枚のチラシを配布しマナー向上を呼びかけました。

自転車の高速走行は、歩行者を巻き込んだ重大事故につながり、自転車側に重い民事・刑事責任が科せられる場合もありますので、くれぐれも安全運転の徹底をお願いします。

～誰もが安全で快適に荒川下流部の河川敷を利用することができるように～



～自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう～



\* 1 荒川下流河川敷利用ルール検討部会は、江東区、江戸川区、葛飾区、墨田区、台東区、荒川区、足立区、北区、板橋区、練馬区、川口市、戸田市、河川財団および荒川下流河川事務所により構成されています。

\* 2 緊急用河川敷道路とは災害時の緊急復旧活動や緊急用物資の輸送に使用するための道路で、サイクリング道路ではありません。